## 労働条件通知書

2022年 月 Н 殿 事業場名称・所在地 一般社団法人福島県中小企業診断協会 使 用 者 職 氏 名 代表理事会長 渡辺 正彦 期間の定めあり ( 2022年 月 日~2023年 月 日 ) 契約期間 試用期間 ( 2022年 月 日~2022年 月 日 ) 契約の更新の有無 ( 契約の更新はしない ) 就業の場所 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま7階 従事すべき 当協会業務全般(コンサルティング業務、事務業務、管理業務など) 業務の内容 ※ただし、業務の都合により他の業務に従事させることがある。 1 始業・終業の時刻等 始業、終業の時 始業( 8時30分 ) 終業 ( 17時15分 ) 刻、休憩時間、 就業時転換 2 休憩時間(60)分 3 所定時間外労働の有無(有) 休 毎週土曜日、日曜日、国民の祝日、その他( 年末年始休暇 ) H 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 (10日) 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (無) 時間単位年休 (有) 休 暇 2 代替休暇(有) 3 その他の休暇 有給( 慶弔休暇 ) 無給( 産前産後の休暇など ) 1 基本賃金 月給(400,000円) 2 諸手当の額又は計算方法 通勤手当 公共交通機関定期代 自動車等は1kmあたり50円 (月額上限30,000円) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内(125)% 月60時間超 (150)% 所定超 ( 100 )% 賃 金 口 休日 法定休日( 135 )%、法定外休日( 125 )% ハ 深夜( 25 )% 4 賃金締切日( 毎月末日 ) 賃金支払日( 毎月10日 ) 6 賃金の支払方法( 銀行振込 ) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無) 昇給 (無) 9 賞与(無) 10 退職金 (無)

退職に関する事項	1 定年制 ( 有 65歳 ) 2 自己都合退職の手続( 退職する30日以上前に届け出ること ) 3 解雇の事由及び手続 ・事業の縮小 ・職務命令に対する重大な違反行為 ・その他、雇用の継続が困難となるやむを得ない事由が生じた場合
その他	・社会保険の加入状況( 厚生年金 健康保険 ) ・雇用保険の適用( 有 ) ・パートナー就業規則第16条(副業・兼業)の2について、「入社後3年以上経過した者」を「試 用期間を経過した者」に変更して適用する。 ・労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の 契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをす ることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換され ます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期 間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

<sup>※</sup> 以上のほかは、当協会パートナー就業規則による。